

# 中小企業 業務効率化 推進補助金

デジタルトランスフォーメーション  
話題の **DX**  
いまが始めどき!

## DX = デジタルトランスフォーメーションとは?

→ 企業等の課題に対して、ITやデジタルツールを用いて解決し、業務効率化や生産性向上を図るもの。

### ■ 制度概要

業務効率化を目的としたIT・デジタルツールの導入にかかる費用の一部を補助します。

### ■ 対象者

新発田市内に、本社または本社機能を備えた事務所等を有する、中小企業及び個人事業主

### ■ 補助金額

社内のDXにかかる費用の一部を市が補助。発注先により補助率が異なります。**上限50万円。**

- ・「市外企業」に発注する経費 : 3分の1を補助
- ・「市内に本社機能を置く企業」に " : 2分の1を補助
- ・「キネス天王 入居企業」に " : 3分の2を補助

※キネス天王入居企業

旧天王小学校を改修し、市内DX推進の拠点として設置したシェアオフィス「キネス天王」に入居する企業。  
詳しくはお問合せください。

### ■ 補助対象期間

令和7年2月28日まで

※この期日までに完了する事業・取組であること。

※予算上限に達した場合、早期に終了する場合があります。

### ■ 手続きの流れ

- ① 市に申請書を提出。 ※ 申請書類は、市ホームページ、商工振興課(市役所6階)でお渡しできます。
- ② 補助金の交付が決定。
- ③ 申請内容により発注。
- ④ 事業費の清算を完了し、市に完了報告書を提出。
- ⑤ 補助金額の確定。
- ⑥ 市から補助金をお支払い(2~3週間ほどかかります)



### ■ お問い合わせ

〒957-8686 新発田市中心3-3-3 **新発田市役所(本庁舎) 6階 商工振興課**

TEL: 0254-28-9650(直通) FAX: 0254-28-9670

メールアドレス: shoukou@city.shibata.lg.jp

## ■補助対象経費（補助金として認められるもの）

| 費目                | 内容   |
|-------------------|--|
| 1 委託費             | 社外業者に、新規システムの設計・導入・保守等を委託した場合の経費。<br>※現在保有するシステム等の改修は対象外。<br>※保守費用は、令和7年2月28日までの費用とする。<br>【例】新規システム構築費用<br>【対象外】既存システムの改修費用、ホームページ等の制作・改修費用                          |
| 2 報償費             | コンサルタント、各種の専門家等を利用した場合の謝礼<br>【例】新サービス開発支援謝礼、SNS活用指導料。  |
| 3 クラウド・WEBサービス利用料 | クラウドサービス、WEBサービス等を新規に利用する場合の利用料金<br>※令和7年2月28日までの費用とする。<br>【例】サブスクリプション型サービス利用料、ECサイト出店料、電子決済サービス利用料<br>【対象外】求人サイト等利用料   |
| 4 ソフトウェア導入費       | ソフトウェアの導入に係る費用<br>【例】出勤・退勤管理システムの導入費、受発注システムの導入費   |
| 5 ハードウェア導入費       | ハードウェアの導入に係る費用<br>※補助対象経費となるソフトウェア、システムの稼働等に必要なハードウェアに限る。<br>※リース料は、令和7年2月28日までの費用とする。<br>【例】出勤管理システムに附属する「打刻機」の購入費またはリース料<br>【対象外】汎用性が高く、他用途に転用可能な、パソコン、タブレット、プリンタ等 |
| 6 消耗品費            | 消耗品の購入費用<br>※補助対象事業に係るものに限る。<br>【例】ハードウェアの設置に必要な部材   |
| 7 その他費用           | 1から6までに掲げる経費以外の経費で市長が認める費用<br>【例】物品運搬費、設置工賃  |

個別!!

無料!!

### ■『DXあれこれ相談会』

DXに関するお悩みを、専門家に個別相談してみませんか？

「なにから始めていいかわからない！」

「わが社の課題は、DXで解決できそうか？」

DXの専門家が、解決の糸口を一緒に探ります！

- ・対象者は、「市内に本社または本社機能を備えた事務所等を有する中小企業、個人事業主」に限ります。
- ・詳細・お申込みは、市ホームページをご覧ください。

市HP URL: <https://www.city.shibata.lg.jp/jigyosha/shien/shien/1024136.html>

詳しくは、QRコード  
または  
市HP上で「DX」と検索!!



### ■お問い合わせ

〒957-8686 新発田市中央町3-3-3 **新発田市役所(本庁舎) 6階 商工振興課**  
TEL: 0254-28-9650(直通) FAX: 0254-28-9670  
メールアドレス: shoukou@city.shibata.lg.jp